



平成21年6月3日

各位

会社名 ジェイオーグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兵庫 久昭
コード番号 1710 (大証第二部)
問合わせ先 取締役総務・人事管理部長 近藤 勝司
電話 078-272-1512

平成21年3月期計算書類に対する監査意見不表明について

平成21年3月期の連結計算書類およびその付属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当社は、平成21年3月期において多額の最終赤字を計上し、債務超過となる見込みであります。また、当社の営業キャッシュ・フローについても3期連続で赤字となっております。さらに当社の連結子会社であったジェイオー建設㈱の民事再生開始決定を受け、同社の繰延税金資産を全額取崩したため、金融機関からの借入れに関して財務制限条項に抵触することとなるため、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性もあることから、計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考) 継続企業の前提に関する注記

前連結会計年度において、事業再編に伴う特別損失を多額に計上したこと等により1,843,950千円の連結当期純損失となり、当連結会計年度においても、連結子会社であった企業及び取引先への債権に対する貸倒引当金繰入額の計上、グループ会社の譲渡による売却損の計上、当社の主要連結子会社でありましたジェイオー建設㈱(平成21年1月21日に同社の全所有株式を譲渡したことにより、第4四半期連結会計期間期首で連結除外)に対する債権放棄による貸倒損失の計上、および同社の保証債務に対する債務保証損失引当金の計上、ならびに同社のたな卸資産評価損の計上等により当期純損失は10,958,638千円と2期連続で損失となりました。

また、営業キャッシュ・フローにつきましても平成18年3月期から3期連続でマイナスの状態が続いております。

加えて、ジェイオー建設㈱において、大型物件である「ガーデンモール木津川」の売却代金回未入金により資金状況が著しく悪化し、一時的に資金が不足したことから、平成20年6月2日開催の取締役会決議に基づき、民事再生手続開始の申立てを大阪地方裁判所に行い、同日付で保全処分決定、平成20年6月12日付で再生手続開始決定を受けました。この結果、同社の繰延税金資産を全額取崩したことから、金融機関からの借入れに関して財務制限条項に抵触することとなり、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性があります。

以上を総合的に判断して、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存

在しております。

当社は、当該状況を改善するため以下の対策を講じております。

収益面につきましては、グループ全社の構造改革の一環として、㈱EIGENVECのインキュベーション事業を当社に移管することによる販管費の圧縮、不採算グループ会社の整理、グループの経営管理機能の強化、役員報酬を含む人件費の圧縮や固定費の削減等による徹底した経費削減を実施するとともに、収益体質への変革を推進するため更なるグループ全社の構造改革や経費削減を検討しております。

資金面につきましては、第三者割当増資により138,246千円、グループ会社の譲渡により5億円程度の資金を調達しました。また、保有資産及び保有株式の売却や資産の流動化等、複数の資金調達手段を計画するとともに、金融機関への定期的な経営状況を説明することで財務制限条項抵触に対処しております。

営業キャッシュ・フローにつきましても、営業キャッシュ・フローのマイナスである企業の整理淘汰、売上債権の回収や棚卸資産の売却などにより、当連結会計年度において1,058,053千円のプラスとなっております。

しかし、これらの改善策は、経営環境悪化の長期化やグループ全体の信用不安等による事業活動への影響などにより具体的な資金計画の立案ができないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

企業の計算書類（会社法規定）や財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の連結計算書類や連結財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成しておりましたが、このたび、会計監査人である監査法人ウィングパートナーズは、当社の継続企業の前提について、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイオーグループホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記の事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、事業再編に伴う特別損失を多額に計上したこと等により1,843,950千円の連結当期純損失となり、当連結会計年度においても連結子会社であった企業及び取引先への債権に対する貸倒引当金繰入額の計上、グループ会社の譲渡による売却損の計上、主要連結子会社であったジェイオー建設株式会社（平成21年1月21日に同社の全所有株式を譲渡したことにより、第4四半期連結会計期間期首で連結除外）に対する債権放棄による貸倒損失の計上、および同社の保証債務に対する債務保証損失引当金の計上、ならびに同社のたな卸資産評価損の計上等により当期純損失は10,958,638千円と2期連続で損失となった。

また、営業キャッシュ・フローについても平成18年3月期から3期連続でマイナスの状態が続いている。

加えて、ジェイオー建設株式会社において、大型物件である「ガーデンモール木津川」の売却代金回未入金により資金状況が著しく悪化し、一時的に資金が不足したことから、平成20年6月2日開催の取締役会決議に基づき、民事再生手続開始の申立てを大阪地方裁判所に行い、同日付で保全処分決定、平成20年6

月 12 日付で再生手続開始決定を受けた。この結果、同社の繰延税金資産を全額取崩したため、金融機関からの借入れに関して財務制限条項に抵触することとなるため、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性がある。

当該状況により、会社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、当監査法人は経営者から当該状況に対する経営計画等の提示を受けることができなかった。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結計算書類に対する意見表明のための合理的基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

追記情報

1. 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 18 年 7 月 5 日 企業会計基準第 9 号）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。
2. 重要な後発事象に関する注記
 - (1) 会社は、平成 21 年 2 月の新株予約権付社債の払い込み完了に関する開示および大阪証券取引所に対し本件社債の払込が適切になされた旨の FAX を送付したことについて、大阪証券取引所から法令違反及び適時開示義務違反があるのではないかと指摘を受けた。
そこで、会社は事実関係の調査、問題点の究明及び再発防止に向けた改善策の策定のため、社内調査委員会を設置するとともに、会社とは利害関係のない外部有識者から構成する社外調査委員会を設置している。そして、平成 21 年 4 月 2 日に社外調査委員会から調査報告書を、平成 21 年 4 月 17 日に社内調査委員会から調査報告書を開示している。
 - (2) 会社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号規定の事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他大阪証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を、平成 21 年 5 月末までに、大阪証券取引所に提出しない旨の決議している。

今後は以下の日程で、大阪証券取引所において上場廃止となる予定である。

上場廃止の決定	平成 21 年 5 月 31 日（日）
整理銘柄指定期間	平成 21 年 6 月 1 日（月）～6 月 30 日（火）
上場廃止日	平成 21 年 7 月 1 日（水）

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議いたします。

4. 財務諸表（有価証券報告書）における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類の監査時点（平成 21 年 5 月 29 日付監査報告書）におけるものであります。

財務諸表（有価証券報告書）につきましては、平成 21 年 6 月 29 日の提出に向けて、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、事業運営上の施策、子会社売却、交渉中の事業会社並びに金融機関の協力を経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以上